

審議会等の会議の概要の記録

会議の名称	令和4年度第4回甲州市総合計画審議会
開催日時	令和4年12月22日（木）午後7時00分～午後7時45分
開催場所	甲州市役所本庁舎 2階 第一会議室
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 今後の審議会の進め方について 2 書面会議（12.2送付）における審議会委員意見等への回答及び第2次総合計画中間見直し（案）について 3 甲州市総合計画審議会答申（案）について 4 その他
出席委員	雨宮修委員、雨宮昭一委員、雨宮正明委員、今村英香副会長、岡村久美子委員、荻原雄司委員、柏原健仁委員、古明地広拳委員、坂本覚委員、佐藤和正委員、中村功委員、日原聖子委員、古屋公男委員、丸山正次会長、三森公仁委員（五十音順）
会議の公開又は非公開の区分	公開
会議を一部公開又は非公開とした場合の理由	
傍聴人の数	0人
審議概要	別紙のとおり
事務局に係る事項	出席者 政策秘書課2名（前田課長、政策調整担当水上）
その他	

第4回甲州市総合計画審議会 審議概要

<p>内容</p> <p>1 開会</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>3 議事 (1)今後の審議会の進め方について</p>	<p>次第にもとづき次のとおり進行した。</p> <p>○司会（前田政策秘書課長）： それでは、ただいまから第4回甲州市総合計画審議会を開会いたします。次第により進行をいたしますのでよろしくお願いいたします。なお、石川委員、武井委員より欠席の連絡、荻原委員については、この後、所用がありますので、途中で退席をしますのでご承知をお願いいたします。</p> <p>○司会： それでは、次第の2会長あいさつ、丸山会長をお願いいたします。</p> <p>○会長（丸山会長）： どうもこんばんは。本当に寒くなってきましたので皆さん本当に毎日大変だろうと思います。 さて、今日は4回目の審議会で、ほぼまとめるところまで来ているので、もしご意見等を今日是非ということがあれば出していただき、最後に向けていきたいと思う。今日もまたよろしくお願いいたします。</p> <p>○司会： ありがとうございました。 それでは早速議事に入りたいと思います。規程によりまして、会長が議長となりますので、丸山会長よろしくお願いいたします。</p> <p>○会長： はい。それでは、次第に沿って進めていきたいと思います。 最初に今後の審議会の進め方についてということで、事務局の方から説明をお願いしたい。</p> <p>○事務局（政策調整担当水上）： よろしくお願いいたします。 それでは資料②の今後の審議会の進め方についてという資料をご覧ください。こちらに基づき説明をさせていただきます。 こちらの資料を読み上げる形で説明とさせていただきますが、まず初めに、資料の修正をお願いいたします。1個目の丸の1行目の資料④を資料⑤に訂正をお願いします。同じく3行目の資料⑤を資料⑥に訂正をお願いします。申し訳ありませんでした。まず初めに訂正をお願いいたします。 では、こちらの資料を読み上げます。 第4回審議会(本日)においては、資料⑤第2次甲州市総合計画中間見直し(案)の最終確認をしていただき、審議会としてご承認いただければパブリックコメントの</p>
---	---

手続きに入ります。また、資料⑥審議会の答申（案）をお示しいたしますので、委員の皆様からご意見をいただきます。

パブリックコメントは、本日の審議会での協議を中間見直し（案）に反映させしだい実施し、来年1月13日まで行う予定です。その旨を、市広報とHPにて周知します。また、パブリックコメントと並行して、庁内での最終確認を各課に依頼します。

パブリックコメントについては、いただいたご意見等の内容に応じて各担当と事務局で協議し、必要に応じて計画へ反映させます。また、庁内最終確認による文言の修正等も計画へ反映させます。

上記作業終了後の中間見直し（案）について、丸山会長と協議のうえ内容を確定し、委員の皆様にご報告後の中間見直し（案）を書面にて報告させていただきます。また、答申（案）についても、本日いただいたご意見をもとに会長と協議をさせていただき内容を決定し、同じく報告させていただくことを事務局案とさせていただきます。

その後、日程は未定ですが開催時間は日中を予定しております第5回審議会にて、審議会から市長への答申を行う予定です。この会に出席いただくのは、会長・副会長及び出席を希望される委員の方とさせていただきます。

審議会からの答申後、庁内の総合計画策定委員会で最終的な決定をしたのちに、甲州市議会3月定例会に議案として上程いたします。

以上が、議事（1）今後の審議会の進め方となります。よろしくお願いいたします。

○会長：

はい。今説明があったが、今日のところで内容上の大きな問題についてはもう基本的に確定しているが、文言等が少しこちらの方がいいというようなことが起こる可能性があるので、先程の資料の4番目の丸であった通り、最終的には事務局と私の方で確認して、確認したものは皆様方に配布するという形でいきたいということで提案をしてもらった。

これについていかがか？進め方について、もし何かご意見等あればお願いしたい。

あと、第5回の審議会というのがちょっと分かりにくいかもしれないが、基本的に答申はただ渡して終わってしまうことが多いが、総合計画なので答申した後に意見交換ができるといいなと思っている。

その場合、先程説明があった通り、この後は審議会がないので、万が一、報告を受けたところで、いやこれだったらぜひ自分も市長の方に何か言葉を伝えたいという方がいらしたら参加していただければと思う。そういう機会を設けていただけるかどうかまだ確認してないが、答申の後に少し市長と意見交換をして、その際にいらした委員の方で発言されたい方はそこで発言できるようにしようという意図でこの第5回の会議をこういう形にしている。事務局とはそういう相談をしました。

どうでしょうか？特に問題がなければ、このとおり進めますので、承知いただいたということでよろしいですか？

○委員：

（同意）

(2)第2回審議会委員
意見等への回答及び
第2次総合計画中間
見直し(案)について

○会長：

では、承知いただいたということで進めたいと思う。それでは、2号議案をお願いします。

○事務局：

はい。よろしく願いいたします。

それでは、資料③の委員の皆さんからいただいたご意見等への回答一覧と、資料④総合計画中間見直し(案)変更箇所一覧にもとづき説明をさせていただきます。なお、資料⑤総合計画中間見直し(案)については、資料③の変更箇所を反映させたものです。本日の審議会では内容の説明はいたしません、資料として配布をさせていただきました。

それでは、まず、資料③をご覧ください。いただいたご意見等について担当としての考えを、これまでと同様の資料で回答させていただいています。

では、資料③の左端の1番の項目をご覧ください。

表記上の問題についてご意見いただきました。表記について、統一感をもって調整したうえで、パブリックコメントにかけさせていただきます。また、カンマについても修正をさせていただきます。

次に、2番の項目です。

目標指標の表記についてご意見をいただきました。目標指標について、委員ご意見のとおり、その目標を設定した意味合いを加えた方が、市民の方にも分かりやすい表記となりますので、資料③のとおり表記することとします。

次に、3番の項目です。

まちづくりの6つの基本目標ですが、総合計画見直しの基本方針のとおり、目標自体の変更はいたしません、一部の表現についてアップデートいたしました。内容につきましては、資料④のとおりとなります。資料④の表の左が変更前、右が変更後となります。表の2段目からが基本目標の内容となりますが、それぞれの基本目標の下線部分に変更した部分となりますのでよろしくお願いいたします。

次に、4番の項目です。

基本施策4及び5の目標指標についてご意見をいただいております。基本施策4については記述のとおり目標指標を変更させていただきます。基本施策5の目標指標については、他の自治体の計画も確認する中で、担当においても再度協議を行いました。他自治体の計画を見ても、やはり市の施策と繋がった指標設定をしているところがほとんどであり、また、市の計画で設定する目標なので、市が取り組むことができる事業を基本としたものとさせていただきたいとのことです。こうしたことから、資料③のとおり「就業相談事業への参加人数」を目標指標とし、なるべく多くの方の就業につながる機会を増やすことを目的に事業を実施していき、また、市が実施できる雇用に繋がる施策について色々と調べて研究をしていくとのことです。ご理解をいただければと思います。よろしく願いいたします。

次に、5番目、6番目、7番目の項目ですが、計画の変更はございませんが、5番目についてはコロナ対応で実績値が多くなっていた状況があったこと、6番目につ

いては、市民アンケートにおいても道路・公共交通網の整備が求められていることから市民ニーズに応じていきたいということ、7番目については、市民の方の疑問点・不明点にこたえられる情報提供をしていきたいということで、それぞれ回答を記載させていただいております。

次に、8番の項目です。

災害時要援護者について、名簿作成にとどまらず、その支援体制の確立までを含む意味合いで、「災害時要援護者を支援する体制を地域や関係団体と連携し整えていきます。」とし、「地域、関係団体との連携」について、加筆をしたところです。

次に、9番の項目です。

地域の状況に応じて必要な訓練も変わることと思いますので、防災危機管理アドバイザーも活用していただき、その地域にとって効果的な訓練となるよう、必要な協力について検討できればとしています。

次に、10番の項目です。

カーブミラーの目標指標について、確認のご意見をいただきました。担当に確認したところ、その背景については記述のとおり、修繕費がかさんでいる状況の中、それを抑えるための目標指標に実質、内容を変更している、とのことあります。その意味合いを示すために目標指標を「5箇所以内」に変更させていただくとのことあります。

次の11番の項目ですが、記述のとおりの方法で実績値を数えている結果、ご指摘の事業については、計算に含めていないとのこと。

次の12、13番目の項目については、担当で再協議の結果、記述のとおり目標指標を変更したいとのこと。

また、14、15番目の項目については、事務局で担当している部分ですが、14番目の行政改革についての目標指標においては、記述のとおり、実績値の考え方について変更し、目標値を修正させていただいたものです。

15番の項目については、基本目標及び基本施策がSDGsの17のゴールとどう対応しているかを示す表を、追加したものです。

以上が資料③の説明となります。

次に、資料④については、1箇所だけ説明をさせていただきます。

1頁の最初の項目ですが、計画の25頁の4. まちづくりの主な課題>1 地域産業の活性化に向けた「甲州市ブランド」の確立の項目に、本市で進めているプロジェクトである「ヴェスタ甲州」について加筆をいたしました。

以上、長くなりましたが、議事の(2)書面会議(12.2送付)における審議会委員意見等への回答及び第2次総合計画中間見直し(案)について、の説明となります。

先程、議事(1)の「今後の審議会の進め方について」で説明をさせていただきましたが、これらを反映した資料⑤第2次甲州市総合計画中間見直し(案)について、審議会でご承認いただければ、パブリックコメントの手続きに進ませていただきます。ご意見等、よろしくお願いいたします。

○会長：

はい。ありがとうございました。資料が③、④、⑤と3つあるが最終的にはこの資

料⑤が素案であり、この形で委員の方々にご承認いただきたいというのが今日の趣旨で、そのためにどういうふうに修正を加えたかという説明をいただいた。

皆さんからのご意見をお願いしたい。

○中村委員：

資料③の2頁の一番最後の私の質問した消費生活講座への参加者数のところです。全部いろいろ読ませていただき、中間見直し（案）については、今まで3回の会議や委員さんから提出された意見も反映されており、だいぶよくできているのではないかと考えているが、今言った私が質問した No. 11 への回答が少し違和感があるなどということでも少し申し述べさせていただくので、ご検討願いたい。回答では、甲州市で開催した講座の参加者を記載しているのであって、地域の団体が主催しているものは記載しないという内容が書いてある。

しかし、総合計画というのは、行政である市と市民が協働で計画をして実行していかなければならない甲州市の最上位計画ではないかと考えている。甲州市が直接関与、いわゆる計画又は何かの形で補助をしていない計画については反映しないというのはちょっと違うんじゃないかなと感じる。

例えば、先程の塩山生活学校のことだが、これは全国組織であり、各都道府県に生活学校がある。また、運営のための資金は補助金と公費は一切使っておらず会員の会費で賄っており、受託事業は受託先の委託費のみで開催をしている。山梨県内では、甲府、峡北、峡中、峡東、大月等の東部、富士北麓というように、地域ごとに単位校というものがある。峡東の場合には、塩山は、塩山生活学校という形であるわけだが、その中で、毎年県から委託を受けて消費生活地域講座の開催をしている。

甲州市の場合には、既に8年で8回開催をしており、直近で言うと、令和4年12月1日、それから昨年の令和3年度も開催をしており、各回とも50人ぐらい、あるいはそれ以上の参加者がいる。開催には、市民課に全面的に協力をしていただいております。市役所のここの会議室を使って、講師を招いて色々な講座を開いている。

このような活動というのは、主催が行政でなくても市民生活に欠かせないもので、今回の総合計画でも、他の基本目標の中もずっと見させていただいたが、民間が行っている、他の事業に期待する表現というのは、色々なところに随所にある。

総合計画中間見直しの趣旨にもあるように、市民と行政が一体となった魅力ある地域づくりへの取り組み、様々な行政課題へ対応するための自主的・主体的な政策展開との記載があり、現在、世の中の形成というのは、市民と地域との共存というのが非常に大切になっている。

現在私は福祉関係の仕事をさせていただいているが、福祉関係でも、令和3年度県内で唯一手を挙げて昨年度を準備期間とし、令和4年度から実行している重層的な支援体制の整備は甲州市しかやっていない。これは厚労省が5年ぐらい前であったか提示をしてきたもので、我が事・丸ごとというところに端を発しているわけであり、そのときの厚労省の4局長の連名の通達には、縦割り行政の弊害が説かれており、色々なことを自分ごとと考えて縦割りの壁を無くすことが重要であると言っている。

この重層的支援体制の整備というのは、色々な課題が複合的に絡み合っている中

で、既存の社会的資源をうまく使えない狭間の人たち、いわゆる健康とか生命維持の狭間にいる方々への救済や、相談事業のワンストップ化を目指すといったことをやっていく。あるいは、様々な相談を受け、たらいまわしをしない等、色々な多岐にわたっての重層的支援体制の整備ということになっている。

こういう全体の動きというか、趣旨からしても、行政が行うことと民間団体が行うという、全市民対象の事業として、計画に載せないという、どこかで線を引いてしまうというのは少しいかなものかなと感じる。表現方法を変えれば、これは市民がやってるとか、市がやってるとかではなくても良いと思うし、市も同じようなことをやるとすれば、だぶってやるような形にもなりかねないわけで、表現方法でそれとわかるように表現すれば、載せられるのではないかと思う。そういった、どこかで線を引いてしまうのは、少しどうかなと思う。今回のこの回答が出てくるまではそういったことは考えていなかったのですが、今回感じたことを発言をさせていただいた。

○会長：

はい、わかりました。中村委員がおっしゃった趣旨については十分伝わったと思う。最上位計画の総合計画の中に載せるべきものなのかどうかという判断もあるが、そのところで事務局の方で考えていただくこととさせていただきたいと思う。

他にはいかがか？

○三森委員：

意見を出して出しっぱなしではまずいかなと思ったので、資料③の2番のところでお知らせいただいた。提案のとおり記すこととなり、対象となるものは反映されているのかと思ったが、自分で十分確認できていない部分もあるかもしれないが、維持と記入されている部分は無かったと思う。依頼したけれどもそぐわない内容であったということなのかと思ったので、その辺について、もし分かればお聞かせいただきたい。

○事務局：

今いただいた意見につきましては、資料③の2番のところでは反映するというところで回答させていただきまして、今現在お配りした資料⑤の案についてはまだその記載をしておらず、これから今日の意見もいただく中で各担当にこの計画を再度確認していただきますので、その中で維持等の分かりやすい表現を入れて反映するようにさせていただきます。

○三森委員：

わかりました。

○会長：

最終的には入れるということで、他にはいかがか？

○古明地委員：

資料③の4番のところの商工業も目標指標の関係で、創業件数を入れていただいたのは非常に嬉しい限りだが、その場合に、元々の実績値の「甲州市商店街空き店舗対策事業数」が「商工振興事業による創業件数」であったためということが記載してある。ということは、目標として空き店舗対策事業数が削られてしまい、その代わりに創業件数になっている。この空き店舗の対策事業数の目標というのも結構大切かなと思っているので、削らず、単純にプラスでいいのではないかと思う。

○会長：

入れ替えではなくてプラスしたらどうか、現状入れ替えて三つ載っているが、それをそうではなくてというご意見。

○事務局：

担当部署と確認をしまして、使える指標等があるかについても確認する中で、対応をさせていただきます。

○古明地委員：

はい。よろしくお願ひしたい。

○会長：

はい。ありがとうございました。他にはいかがか？

○坂本委員：

資料⑤をもう一度見直しまして、数字的に間違いじゃないかというところが2か所。12頁の表と表との間の文章で、「令和2年の年少人口が10.4%、生産年齢人口が52.9%」と書いてあるが、表の方は、52.8となっている。

○事務局：

確認して正しいものに変えさせていただきます。

○坂本委員：

それと、13頁「就業人口は、平成27年では、16,595人」と書いてあるにもかかわらず、表の方には、16,446と書いてあり、どちらが正しいかは分からないが、記載が違う。%についても計算してみると一つ目から違うので計算し直してもらいたい。

○会長：

今仰っていたのは13頁の就業人口の推移のところ、一番上の文章の通りに、下のグラフがなっていないということで、どちらの方が正しいのかということと、それに合わせて%も変わっているということで、確認してほしいということ。こういう指摘は凄くありがたい。ありがとうございます。他にありますか？

○坂本委員：

19頁ですが、せっかく人口動態が出ていて、「6 健康で安心な生活」の二つ目の黒丸で「人口減少により生産年齢人口の不足が懸念されることから」ということで、ここには少子化が書いてあるが、高齢者の生産人口への取り入れ等というような方策も入れたらどうか。人口不足の対策というのは、少子化対策だけではないので、高齢者にも働いていただくとか、高齢者にも労働人口に入ってもらえるとか、そういった文言も入れておいた方がいいのかと思う。

○会長：

健康で安心な生活の2番目のところで、生産年齢人口の不足に対する対応策としては子ども側だけではなくていわゆる高齢者の継続雇用のような、働き続けるようなことも入れたらどうかという、これは政策判断になると思うが、事務局で考えていただく形でよいか？

○事務局：

はい。

○会長：

はい、ありがとうございます。

○坂本委員：

52頁のヤングケアラーという表記を入れてもらって、良いのかなと思いますが、それに対する施策というか、「主要施策の展開」のどこかにヤングケアラーの方向性なり取り組みなりを少しでも入れてもらえないかということ、担当課で考えてもらえれば良いと思う。

○会長：

実態の把握と支援についてももう少し踏み込んだ表現にしてもらえないかということよろしいですか？

○坂本委員：

そうです。「方向性」とか「主な取り組み」に少しでも入れておいてもらえれば良いのではないかと思います。

○会長：

そうすると、「施策のめざす方向」のところに、それに対応したものを何か入れることはできないかということよろしいですか？

○坂本委員：

はい。

○事務局：

所管課と相談をさせていただきますので、ご意見ありがとうございます。

○会長：

他の方いかがですか？

○雨宮（修）委員：

資料⑤の86頁ですが、「主要施策の展開」「主要施策1」「方向性」の部分で、確か最近、自転車のヘルメット着用が児童だけではなくなるそうなので、児童だけではない表現にした方が良いと思う。

○会長：

ヘルメット着用について、法令の変更に合わせた方がいいということ。

○事務局：

表現について所管課と相談して対応するようにいたします。

○会長：

ありがとうございます。他にはいかがか？よろしいですか。

本当に文言レベルでもう一回最後に見ていただいているかと思うので、もし、ここだけは言っておきたいということがあれば、いかがでしょうか。よろしいですか？

はい。では、無いようですので、2号議案の第2次総合計画中間見直し（案）については、今言った意見がどのようになっていくか、この後にまだありますけれども、一応そこを除いて、基本的に了承いただいたということでもよろしいですか？

○委員：

（同意）

(3)甲州市総合計画審議会答申(案)について

○会長

はい。ありがとうございました。それでは、3号議案の甲州市総合計画審議会答申（案）について、事務局からよろしくお願いします。

○事務局：

よろしくお願いいたします。一番最後の資料になります。資料⑥をご覧ください。こちらが答申の案になります。議題（1）の今後の審議会の進め方についてで、答申については、本日いただいたご意見をもとに会長と協議をさせていただき内容を決定することとなりました。答申の内容につきましては、こちらの資料を読み上げさせていただきます。形で説明とさせていただきます。それでは読ませていただきます。

甲州市総合計画の中間見直しについて（答申）令和4年5月24日付け甲州政第66号で当審議会に諮問のありました「第2次甲州市総合計画の前期5箇年の取組

状況の評価に関すること」及び「第2次甲州市総合計画の見直しに関すること」について慎重に審議を重ねた結果、別紙の第2次甲州市総合計画中間見直し（案）を妥当であるものとして答申します。なお、総合計画の推進にあたっては、次の事項に留意されるよう要望します。

- 1 「豊かな自然 歴史と文化に彩られた果樹園交流都市 甲州市」の将来像を目指すなかで、市民の幅広い理解を得て、ともに計画の推進に取り組んでいけるよう丁寧な周知を行いながら、市民や様々な主体との協働により、着実な施策の展開を図られたい。
- 2 人口減少と少子高齢化がさらに加速する中で、子育て環境や雇用環境、公共交通網やデジタルインフラの整備など、市民が豊かさを実感しながら安心して暮らせる魅力ある環境づくりを進めるとともに、市民の満足度の向上やふるさと甲州への愛着や誇りを醸成する施策の展開に努められたい。
- 3 この答申のほか、当審議会の審議過程において各委員から出された個別分野に関わる提案や意見、市民からの提言、市民アンケートの結果などを十分尊重して、実施計画の策定や施策の実施、個別計画における事業の推進に努められたい。
- 4 総合計画の推進にあたっては、計画が示す「本市の将来像」を実現すべく、毎年度の検証をもとに実施すべき事業の取捨選択を常に行い、変化する社会情勢のなかでも、本市の「まちづくりの基本視点」に基づいた取り組みが持続的に可能となるよう図られたい。

以上が（3）甲州市総合計画審議会答申（案）になります。説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○会長：

はい。こういう答申は、どういう意味があるかという、せっかく委員会を開いて審議してきたので、その中で出た意見をできるだけ実際のこれからの計画の実行の際に反映していただきたいという意味で、こうした文章を事務局の方で考えてくれている。いかがですか？

特に無ければ、計画の素案を渡すときにこれをつけて、こういう趣旨でやってくださいというようにお願いする形になる。特に異論なければ、これで文章として定めたいと思いますが、よろしいですか？

○委員：

（同意）

○会長：

はい、ありがとうございます。では、この形で答申をさせていただきます。

それでは、あとは、その他になりますが、委員の方から何かその他で議題としてあげてほしいということがあればいかがでしょうか？

○雨宮（昭）委員：

基本的には、今回が最後ということですね？

(4)その他

○会長：

そういうことになります。

○雨宮（昭）委員：

先ほどの今後の審議会の進め方の中で、これを提出するのに会長・副会長及び出席を希望する委員の方ということだったが、会長と副会長だけが出席してやるのであればやる、全員が参加するのであれば参加するの、どちらかにしていただいたらどうかと思う。出席できる方はいかがですかではなくて、会長と副会長だけで市長に出しますということであれば、その方がよろしいし、できるのであれば、その日にどうしてもやむを得ない事情がある方はともかくとして、基本的には、全員であれば全員と言ってもら方がありがたいと思うが、いかがか？

○会長：

分かりました。実際に答申文を渡すときに市長と懇談する時間が設けられるかどうかで、設けられるのであれば委員の方達に来ていただいて発言されたい方が発言するのは凄く良いことなので、そういう場合には、全員に案内を出して、どうしても来られない方や特に市長に話すことも何もない方は来ないというようにすればいいのですが、そういう時間がほとんど無いのであれば、委員の方がこられても何のために来たのでしょうかということになる。その辺がまだ分からないが、一番一般的なのは委員の方は呼ばないで、会長・副会長で渡すというのが基本的に普通です。

○雨宮（昭）委員：

それで良いと思う。

○会長：

それでよろしいですか？答申前に事務局とやり取りができますので、もし何かあれば私に言っていただいて、市長に伝えてくれということは可能かもしれませんので、あまりこれで議論してもしょうがないので、会長・副会長で答申は行うということによろしいか？

○委員：

（同意）

○会長：

はい。ありがとうございます。では、副会長よろしく申し上げます。

○副会長（今村副会長）：

はい。よろしく申し上げます。

○会長：

<p>4 閉会</p>	<p>はい。では、そのようにさせていただきます。</p> <p>他に、その他で何かございますか？よろしいでしょうか。</p> <p>では、事務局から何かありますか？__</p> <p>○事務局： ありません。</p> <p>○会長： はい。では、以上で議事を終えたいと思う。どうもありがとうございました。</p> <p>○司会： ありがとうございました。丸山会長におかれましては、円滑な議事進行をありがとうございました。また、委員の皆様も毎回ですが、各種有意義なご意見をいただき、今後更に精度を上げた計画の見直しに尽力をまいります。</p> <p>○司会： それでは、閉会の言葉を今村副会長からお願いいたします。</p> <p>○副会長： 皆さん、遅くまでお疲れ様でした。4回にわたりまして皆様と議論をし、今日また一部にご意見をいただいたので、ご意見をもう一度精査し入れ込みまして、答申ということで市長の方にお渡しができればいいなと思っております。ご協力、本当にありがとうございました。</p> <p>これからもまた甲州市のために何か色々議論していただいたり、お手伝いいただくことがあるかと思いますので、引き続き皆様にはご協力をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>今日はお疲れ様でした。ありがとうございました。</p>
<p>備考</p>	